

東京都安全・安心まちづくり条例施行規則を公布する。

平成15年10月1日

東京都公安委員会

委員長 金 平 輝 子

東京都公安委員会規則第11号

東京都安全・安心まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都安全・安心まちづくり条例(平成15年東京都条例第114号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定小売店舗)

第2条 条例第17条第2項に規定する規則で定める小売店舗は、次に掲げるものとする。

(1) スーパーマーケット(セルフサービス店(売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。))で、衣食住に関する各種の商品を販売し、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。)

(2) コンビニエンスストア(セルフサービス店(飲食料品を中心に販売し、かつ、1日14時間以上営業しているものに限る。))で、その売場面積が250平方メートル未満のものをいう。)

(児童福祉施設に類する施設)

第3条 条例第19条に規定する児童福祉施設に類する施設で規則で定めるものは、認証保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものをいう。)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。